

Q13 教科書について、特殊学級の児童生徒はどのようなものを使っているのですか。

### 1 教科用図書について

学校教育法第21条1項、同第76条などの規定により、小・中学校の特殊学級においても、文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下、「検定教科書」と記す）または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（以下、「文部科学省著作教科書」と記す）を使用しなければならないことになっています。

しかし、特別の教育課程を編成している特殊学級では、検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない児童生徒が在籍していることがあります。その場合、学校教育法第107条では、上記の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、検定教科書や文部科学省著作教科書以外の教科用図書を使用することができるとされています。いわゆる、107条本といわれているものです。

### 2 文部科学省著作教科書

文部科学省著作教科書としては、次のものが発行されています。

- (1) 聾学校用 国語科教科書（小学部1年、2年、3年、6年）
- (2) 知的障害養護学校用

国語科教科書

- ・「こくご」は、小学1年から6年までの間に使用します。
- ・「国語」中学1年から3年までの間に使用します。
- ・一冊を1学年以上にわたって使用します。

算数・数学科教科書（小学部さんすう、中学部数学）

音楽科教科書（小学部おんがく、中学部音楽）

### 3 107条本（学校教育法第107条の規定による）

学校教育法第107条等では、次のような場合について、市販されている点字の本や絵本などの図書を、107条本として使用できるようになっています。

重複障害など、障害の状態により特別な教育課程を編成している場合で、文部科学省著作教科書等の使用が適当でない場合。（学校教育法施行規則第73条の12、19、20）

- (1) 採択について

給与の対象となる教科用図書は、「無償措置法」に定める採択方式により採択されたものです。

- (2) 採択の順序

107条本の採択に当たっては、次の段階を経て、使用を決定することになります。

当該学年の検定教科書

上記が、障害の状態、能力等の理由で使用に適さない場合

- ・検定教科書の下学年用教科書（中学校で使用する場合、下学年は小学校用も含む）

上記が、障害の状態、能力等の理由で使用に適さない場合

- ・文部科学省著作教科書

上記が、障害の状態、能力等の理由で使用に適さない場合

- ・107条本（絵本等の一般図書）